

# 芦屋市公共施設等へのネーミングライツの導入に関する サウンディング型市場調査実施要領

## 1 サウンディング型市場調査（対話）の趣旨

平成29年3月策定の芦屋市公共施設等総合管理計画の実施にあたっては、限られた予算の中で適正な施設の維持管理等を行うため、ふるさと納税やネーミングライツ（命名権）等を活用することで財源を確保し、コスト削減を進めたいと考えています。

今回のサウンディングは、民間事業者等を対象に本市の公共施設等のネーミングライツ導入の可能性を調査し、次年度以降本市が公募する対象施設等の候補を検討するものです。

## 2 ネーミングライツ（命名権）の概要・考え方

### (1) 目的

ネーミングライツは、本市の公共施設の適正な維持管理等を行うための新たな財源を創出するとともに、民間事業者等の広報活動の機会を拡大し、地域経済活動を活性化することを目的とします。

この度、ネーミングライツ導入にあたって、効果の見込みを確認するため民間事業者等の皆さまとサウンディングを実施し、今後の条件整理等に役立てたいと考えております。

### (2) 定義

ネーミングライツは、本市と民間事業者等との契約により、市の所有する施設若しくは施設の一部に愛称を命名する権利を取得する制度です。市は、これにより、命名権を取得したネーミングライツパートナーから、ネーミングライツ料を得て、より適正な施設の維持管理等に取組むことができます。市が得たネーミングライツ料については、原則、ネーミングライツを導入した施設の改修費等に充てる仕組みを検討しています。

なお、ネーミングライツで導入した愛称については、市は積極的に使用しますが、原則、条例上の施設名称の変更は行いません。

### (3) 制度導入による効果

ア ネーミングライツパートナー

- (ア) 命名した愛称を通じて、民間事業者等の名称や商品名の広告効果の期待
- (イ) 市民等に地域貢献をPR
- (ウ) 民間事業者等のイメージアップ

イ 芦屋市

- (ア) より適正な公共施設等の整備・維持管理等を行うための財源確保
- (イ) 施設の知名度や愛着度の向上

### (4) 対象施設

ア 不特定多数が利用し、事業者等にとって広告効果が期待できる公共施設等  
(大型の橋梁及び施設の一部であるホールや○○広場等を含みます)。

イ 庁舎，学校園，保育所，認定こども園，公営住宅，公営企業会計の施設等は除きます。

ウ 施設一覧は別添「施設一覧」のとおり

#### (5) 導入方法

##### ア 施設特定型

本市が施設を特定して，ネーミングライツパートナーを公募します。

##### イ 提案型

民間事業者からの提案により，ネーミングライツを導入します。

（提案型で，複数の応募が見込まれる場合は，上記ア（施設特定型）の手続きに転換して，公募する場合があります。）

#### (6) 契約期間

原則3年以上を想定しています。募集の際，募集要項で定めます。

なお，対象施設には，指定管理者が運営するものも含まれますが，実施時期等については，指定管理者と調整した上で，決定します。

#### (7) ネーミングライツ料の設定

対象施設の規模，利用者数，参加数，地理的要件等により，広告効果を総合的に勘案し，施設ごとに設定します。別添「参加シート」にネーミングライツ料（消費税除く）を年額（1万円単位）で提示してください。

#### (8) 愛称について

各施設にふさわしい名称であり，次のアからシに該当しないものとします。

愛称は，「〇〇〇□□ルナ・ホール」「〇〇〇三条デイサービスセンター」のように，「〇〇〇」の部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することができます。

また，原則として，契約期間中の愛称の変更はできません。

ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

イ 社会問題についての主義・主張に関するもの

ウ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

エ 公序良俗に反するおそれのあるもの

オ 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

キ 第三者の著作権，財産権，プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

ク 法令，規則等に反するもの

ケ 求人報告に関するもの

コ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

サ 貸金業に関するもの

シ その他，当該施設の愛称として適当でないと市が認めるもの

#### (9) 愛称表示について

##### ア 使用期間

愛称の使用期間は，契約期間の始期から満了日までとします。

#### イ 既設案内板等の付替や修正に要する経費

既設の案内板等の付替や修正（以下「表示変更」といいます。）に要する費用は、ネーミングライツ料とは別途、ネーミングライツスポンサーにご負担いただきます。

#### ウ 工事等の実施

表示変更のための工事は、ネーミングライツパートナーによる施工を基本とします。ただし施行範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ）等は、市と協議のうえ決定します。

※1 屋外看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。また、屋外看板については、芦屋市屋外広告物条例による規制対象となる点もご留意ください。

※2 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

### 3 サウンディングにあたっての前提条件（市の想定であり決定事項ではありません）

#### (1) 対象施設の概要

##### ア 施設カルテ

芦屋市公式ホームページ>ホーム>市政>施策・計画>公共施設等総合管理計画の進行管理>施設カルテ にアクセスし、ご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/koukyousisetu/sisetukarute.html>

#### (2) ネーミングライツの導入の考え方について

ネーミングライツの対価は、導入した施設への改修費等に充てる仕組みを検討しているため、ネーミングライツを導入することで、次に掲げる事項において、民間事業者等の皆さまがネーミングライツパートナーとして参加したいと考える施設を提案してください。

##### ア 施設の魅力向上につながるもの

##### イ 施設の活性化につながるもの

##### ウ 地域の皆さまや利用者への理解を得られる可能性が高いもの

なお、記載した施設以外の市有施設についても、提案していただくことが可能ですが、本市が対象としない場合は、公募しない場合があります。

#### (3) 参加資格

自らがネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等又はその民間事業者等を代理する広告代理店事業の方々（法人格は必要ありませんが、個人は対象となりません。）

#### (4) 参加申込み（参加シート）の受付期間

令和元年12月23日（月）から令和2年2月5日（水）までに、別添「参加シート」を政策推進課代表メール（seisakusuisin@city.ashiya.lg.jp）まで提出してください。

### 4 サウンディング当日

#### (1) 当日の対話において伺いたい事項

ア 主に以下の項目について、ご回答いただける範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

- イ 民間事業者等として、自らが事業に関わる前提で、実現可能な内容として下さい。
- ウ 当該事業の市場性や施設運営上の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において市に配慮して欲しいこと等があればご意見をお聞かせください。
- エ サウンディング型市場調査の際には、事前にご提出いただいた様式に沿ってご説明をお願いします。

**(2) ヒアリング実施期間**

令和2年2月10日(月), 12日(水), 13日(木)

※詳細な日時等は別途ご連絡いたします。

※上記の日程でご都合がつかない場合は、下記の連絡先(事務局)までご連絡ください。

**5 スケジュール**

今回実施するサウンディングをもとに、ネーミングライツを公募する施設を検討し、選定します。導入施設については、令和2年度以降に民間事業者等を公募する予定です。

項目	日程
参加申込み(参加シート)の受付期間	令和元年12月23日(月)～令和2年2月5日(水)
サウンディング(対話)の実施期間	令和2年2月10日(月), 12日(水), 13日(木)
実施結果概要の公表	令和2年2月～3月(予定)
ネーミングライツの募集	令和2年度中(予定)

**6 事務局**

本調査に係る事務局は、次のとおりです。

芦屋市企画部政策推進課

住所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話：0797-38-2127 電子メールアドレス：seisakusuisin@city.ashiya.lg.jp